

みんなで考えよう!動物愛護と適正飼育について 動物を捨てることは犯罪です

動物はモノではありません

未だに生まれた子猫を山や川に捨てている人の話をたまに聞きますが、それを犯罪ということを認識している人はどれだけいるのでしょうか?

北海道内では、ゴミの収集車から子猫が出てきたという話もありました。

公園やスーパーの駐車場、動物病院、温泉地、当NPOのような保護施設に置き去りする悪質なケースが十勝管内でも非常に目立ちます。

「ここならなんとかしてくれるだろう」と勝手な解釈をして置いていく…これは立派な犯罪です。

当NPOでは防犯カメラを設置しており、見つけ次第、警察に通報しています。

犬や猫など愛護動物を虐待したり遺棄する(捨てる)ことは犯罪です。

違反すると、懲役や罰金に処せられることを十分理解してほしいと思います。



何もしないことも虐待です

動物虐待とは、動物を不必要に苦しめる行為のことをいい、正当な理由なく動物を殺したり傷つけたりする積極的な行為だけでなく、必要な世話を怠ったりケガや病気の治療をせずに放置したり、十分な餌や水を与えないなど、いわゆるネグレクトと呼ばれる行為も含まれます。

動物の愛護及び管理に関する法律

愛護動物をみだりに殺したり
傷つけた者

**2年以下の懲役または
200万円以下の罰金**

愛護動物に対し、
みだりに餌や水を与えずに
衰弱させるなど虐待を行った者

100万円以下の罰金

愛護動物を遺棄した者
100万円以下の罰金



～殺処分ゼロをめざして、1匹でも多くの猫たちにWish(希望)を～

NPO法人 猫たちを守る十勝Wishの会

〒080-0802 北海道帯広市東2条南2丁目5-8 (北海道第121050144号 展示・北海道第121370181号 譲受飼養)

HP <http://catcafe-wish.jimdo.com/> f <https://www.facebook.com/CatCafeWish>

このパネルは帯広市市民提案型協働のまちづくり支援事業の助成を受け製作しています。